

(議長) 第二條 意見聴取会は、経済産業大臣又はその指名する職員が議長として主宰する。

第三條 議長は、必要があると認めるときは、関係行政庁の職員及び学識経験のある者その他の参考人に意見聴取会への出席を求めることができる。

(利害関係の疎明) 第四條 利害関係人(参加人を除く)又はその代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、文書をもって、当該事案について利害関係のあることを疎明しなければならない。

第五條 意見聴取会においては、最初に不服申立人又はその代理人に不服の要旨及び理由を陳述させなければならない。

第六條 意見聴取会において不服申立人又はその代理人が出席しないときは、議長は、不服申立書の朗読をもつてその陳述に代えることができる。

第七條 不服申立人若しくは利害関係人又はこれらの代理人であつて、第一條第二項の規定により書面を提出した者は、意見聴取会において証拠を提示し、又は意見を述べることができる。

(議長の議事整理権) 第六條 議長は、議事を整理するために必要があると認めるときは、陳述又は証拠の提示を制限することができる。

第七條 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。

第八條 議長は、調書を作成し、当該事案の記録につづらなければならない。

第九條 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議長が記名押印しなければならない。

一 一事案の表示

二 意見聴取会の期日及び場所

三 議長の名前及び氏名

四 不服申立人又は出席したその代理人の氏名又は名称及び住所

五 出席した利害関係人又はその代理人の氏名又は名称及び住所

六 出席した行政庁の職員及び学識経験のある者その他の参考人の氏名

七 弁論、陳述又はこれらの要旨

八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目

九 その他意見聴取会の経過に関する主要な事項

(記録の閲覧) 第九條 不服申立人又はその代理人は、当該事案の記録を閲覧することができる。

この省令は、行政手続法の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

探石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二條の十三第二項、第三十三條の三第二項及び第三十四條の二の規定に基づき、探石法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

探石法施行規則の一部を改正する省令(昭和二十六年通商産業省令第六号)の一部を次のように改正する。

第八條の八第二号中「汚濁水の処理」の下に「、脱水ケーキ(脱水処理に伴つて生ずる湿状の岩石粉をいう。以下同じ)の処理」を加え、たい積方法を「、たい積」に改める。

第八條の十五第二項第七号中「権限」を「権限」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 採取跡における災害の防止のために必要な資金計画を記載した書面

第九條の二第二項第三号中「汚濁水の処理」の下に「、脱水ケーキの処理」を加える。

様式第十五号中「七 採取する堆石の用途」を「採取する堆石の用途、七 同様式備考4中採取する堆石の用途及び数量、八 同様式備考5中採取する堆石の用途及び数量、九 同様式備考6を削り、同様式備考7を同様式備考5とし、同様式備考8を同様式備考7とする。

附則 (施行期日) 第一條 この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

(経過措置) 第二條 この省令の施行の際現行探石法(以下「法」という。)第三十三條の三第一項の規定に基づき行われている採取計画の認可の申請及び法第三十三條の五第一項の規定に基づき行われている採取計画の変更の認可の申請については、なお従前の例による。

〇経済産業省令第三十三号 統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三條第二項の規定に基づき、ガス事業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

ガス事業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令

ガスマ事業生産動態統計調査規則(昭和二十六年総務府令第十一号)の一部を次のように改正する。

第二條中「毎月」を「数量に係る事項については毎月の末日現在によつて行い、金額に係る事項については四半期(各年の一月から三月まで、四

〇経済産業省令第三十四号 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第三條第三項及び第十八條第三項の規定に基づき、並びに特許登録令(昭和三十一年政令第三十九号)を実施するため、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日 経済産業大臣 一階 俊博

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

第一條 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八十條第一号中「又は口」を削り、「ハ又はニ」を「ロ又はハ」に改め、「超える用紙の数」の下に「(第五十條の三第一項の規定による配列表を含む国際出願(ハ)に掲げる場合であつて、当該配列表を特例法施行規則第十九條の二で定める方法により提出するものに限り、)にあつては、当該配列表の用紙の数が四百枚を超えるときはその用紙の数を四百枚とみなす。」を加え、同号口を削り、「ハをロとし、ニをハとする。

様式第七号中「2004年1月」を「2006年4月」に改め、同様式の第7欄中

DE ドイツについては指定をしない DE ドイツについて指定をしない

JP 日本については指定をしない JP 日本については指定をしない

KR 韓国については指定をしない KR 韓国については指定をしない

RU ロシアについては指定をしない RU ロシアについては指定をしない

月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各期間をいう。)の「」に改める。

第四條中「第五号」を「第六号」に改め、同条第一号イ中「月始」を削り、同号ロ及びハ中「月間」を削り、同条第三号イ中「月始」を削り、同号ロ及びハ中「月間」を削り、同条第四号中「月末」を削り、同条第五号を第五号とし、同条第六号を第五号を同条第六号とし、同条第四号中「月末」を削り、同条第五号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 託送供給高

この省令は平成十八年四月一日から施行する。

附則

経済産業大臣 一階 俊博

DE ドイツについて指定をしない DE ドイツについて指定をしない

KR 韓国について指定をしない KR 韓国について指定をしない

RU ロシアについて指定をしない RU ロシアについて指定をしない

上記のチェック欄は、

それらの国々の国内法令に基づき、国際出願が主張する優先権主張の基礎となる先の国内出願の効果が消滅することを選択することを目的に、当該国の指定を除外することにより使用することができる。

しかし、いったん除外した指定は、それを変更することはできない。これらの国及びそのような制度を有する国が持つ国内法令の結果に關しては、第V欄の備考を参照し、或「上記のチェック欄は、出願の際、国際出願が第VI欄においてこれらの特定の国における先の国内出願を基礎とする優先権主張をする場合に、その国の国内法令に基づき、この先の国内出願の効果が消滅するのを選択することを目的に、当該国の指定を除外するときに限り使用することができる。しかし、いったん除外した指定は、それを変更することはできない。これらの国が持つ国内法令の結果に關しては、第V欄の備考を参照し、或「上記の

様式第1011号「January 2004」を「April 2006」に改め、同様式のBox No. V DESIGNATIONS 中

DE Germany is not designated for any kind of national protection KR Republic of Korea is not designated for any kind of national protection RU Russian Federation is not designated for any kind of national protection